

- ▷対 象 市内在住・在勤・在学の方
▷会 場 中央公民館ほか
▷受講料 無料 ※教材費などは自己負担(各講座の初回に納入)。
■ 往復はがきに希望する講座番号・講座名・住所・氏名(ふ

りがな)・年齢・電話番号を明記(往復はがき1枚につき1講座)し、〒243-0434 上郷 476-2中央公民館へ。4月15日(金)必着 ※定員を超えた場合は抽選。結果は返信はがきで通知します。
■ 中央公民館 (☎231・9702=図休館)。

講座番号	講座名	日程	時間	会場	講師(敬称略)	定員	内容など
公民館講座	(1) 生きがいづくり講座「キラリと光る第二の人生」～もう一つの人生にチャレンジしよう～	5/19(金)・26(金)、6/2(金)・12(金)・16(金)・23(金)【全6回】	14時～16時	351学習室 251・252 学習室	生涯学習指導員インストラクター・久山駿二、かもめ健康ウオーキング指導者・畑島富士子、里山づくりボランティア「山仕事の会」会長・伊藤健三、劇団「えびな座」座長・磯田貞子、地域コーディネーター・山内道子 ほか	50人	第二の人生についての考え方や姿勢を、さまざまな体験を通して学習します。5月26日はウオーキングを予定
	(2) 絵画講座「初夏を描こう」	5/20・27、6/3・10・17・24の(日)【全6回】	10時～12時	351学習室	ロイヤルサロン代表・城島静也	25人	はがき大のアルビレオ紙に水彩画で「初夏」を描きます。初心者の方・未受講者歓迎。 ※アルビレオ紙、テキスト代として700円を初回に納入
	(3) 生活講座「たのしく学ぶ色彩学」～色から広がるライフスタイル!～	5/19・26、6/2・9の(日)【全4回】	10時～12時	351学習室	文部科学省認定一級カラーリスト・濱田浅茅	50人	色彩は私たちの生活に豊かさをもたらしてくれます。カラーの知識や効果、その生かし方を楽しむことができます。 ※託児あり(希望者は申し込みはがきにお子さんの性別・年齢を記入)
	(4) 講座「裁判員制度」～裁判員に選ばれたときに備えて～	5/14(金)・20(金)・28(金) 6/4(金)・11(金)【全5回】	10時～12時	351学習室	横浜開港法律事務所弁護士・青木康郎、横浜地方検察庁・横浜地方裁判所の職員	40人	裁判員制度の趣旨や内容・課題を学習し、裁判員に選ばれたときに備える講座です。5月20日には実際の裁判を傍聴します
	(5) 食育講座 ～「自分の食」を考える～	5/13(金)6/7(日)・14(日)・21(日)【全4回】	10時～12時	351学習室・調理室	タカナシ乳業(株)、エスピー食品(株)、(株)神奈川県農協茶業センター、鈴廣かまぼこ(株)の各社員	30人	生活の基本である「衣食住」、中でも「食」は豊かな生活を送るために大切な条件です。この「食」について考えます
	(6) パソコン講座「Word」入門	6/17(日)・18(日)【全2回】	9時30分～16時30分	352学習室	富士通エフ・オー・エム(株)インストラクター、生涯学習ボランティアパング講師	20人	ワード初心者で、パソコンの基本操作ができる方が対象。 ※テキスト代として2000円を初回に納入
市民教養大学	(7) 文学講座「万葉びとの歌と生活」～平城京遷都1300年によせて～	5/8・29、6/5・12・19の(日)【全5回】	10時～12時	351学習室	東海大学文学部国文学科教授・志水義夫	50人	平城京遷都1300年にちなんで、日本古典文学を代表する「万葉集」の歌と当時の人々の生活について学習します
	(8) 歴史講座「外国人の見た日本・日本人の見た外国」～古代～明治初期～	5/13・27、6/10・24 7/8の(日)【全5回】	14時～16時	351学習室	歴史研究家・片山兵衛	50人	さまざまな異国体験を紹介し、それぞれの時代から、多彩で豊かな人と物の交流を比較、考察します
	(9) 放送大学連携講座「子育ての知恵(Ⅱ)」～子どもたちの幸せな未来のために～	7/10・17・24・31の(日)【全4回】	10時～12時	351学習室	放送大学大学院教授・滝口俊子、臨床心理士・坂上頼子	50人	子育てに求められることを一緒に考える講座。 ※託児あり(希望者は申し込みはがきにお子さんの性別・年齢を記入)

40歳から納めていただいている介護保険料は、65歳に到達した月の分から、算定方法と納付方法が変わります。介護保険制度では、40歳から64歳までの方の介護保険料は、納入義務者が扶養親族等の保険加入者全員分を健康保険料(税)と一緒に納めて納めますが、65歳になる月分(1日生まれた方はその前月)からは、市が定めた所得段階別介護保険料(表1参照)に基づき算定した介護保険料を、納付書または口座振替(事前に申し込みが必要です)で個別に納めていただきます(図1参照。なお、原則として、翌年度の保険料は年金天引き(特別徴収)となります。詳しくは、65歳到達日以降に介護保険被保険者証と同封して簡易書留で送付する、「介護保険のびきき」をご覧ください。

■ 高齢介護課介護保険係

【表1】平成21～23年度 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	年 額 保険料	月 額 保険料
第1段階	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の方	12,600円	1,050円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	12,600円	1,050円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方	27,300円	2,275円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がある場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	37,800円	3,150円
	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がある場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方	42,000円	3,500円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	48,300円	4,025円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の方	52,500円	4,375円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上で500万円未満の方	65,100円	5,425円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	77,700円	6,475円

※保険料基準年額は、平成21年度と同額(第4段階42,000円)です

65歳になる方へ 介護保険料の算定・ 納付方法が変わります

【図1】保険料の納め方

昭和20年7月2生まれの方の場合…7月1日が65歳到達日
→保険料は7月(65歳到達日の月)から翌年3月までの9カ月分を納付書で納めます ※納付書は誕生月の翌月(1日生まれの方は当月、4月生まれの方は6月)に送付します

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----

健康保険料(税)と一括で納めます 市が送付する納付書で納めます

◇第6段階の介護保険料(年額52,500円)に該当した場合の納付書期別保険料
年額52,500円÷12カ月
×9カ月分=39,375円

9カ月分の保険料を8月～翌年3月の8回で納付していただきます

※扶養親族等で40～64歳の方が同じ健康保険に加入している場合、その方の介護保険料は引き続き健康保険料(税)と一緒に納めます

期別	月	期別保険料
3期	8月	5,075円※
4期	9月	4,900円
5期	10月	4,900円
6期	11月	4,900円
7期	12月	4,900円
8期	1月	4,900円
9期	2月	4,900円
10期	3月	4,900円
合計		39,375円

※100円未満の端数を最初の期で調整します

前期 公民館講座・市民教養大学 受講生を募集します

ごみを減らすために

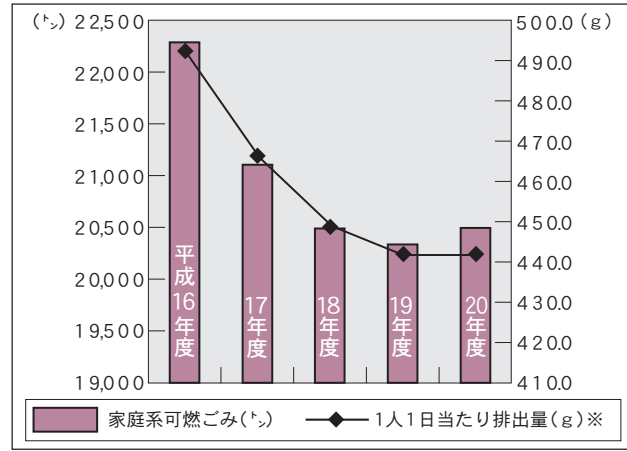
～わたしたちができること～

■ 資源対策課

【図1】年度別家庭系可燃ごみ排出量

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
家庭系可燃ごみ(ト)	22,305	21,078	20,474	20,294	20,442
1人1日当たり排出量(g)※	493.0	465.8	448.8	440.6	441.2
処理人口(人)	123,960	123,966	124,992	126,184	126,936

※ 可燃ごみ重量 ÷ 処理人口 ÷ 365 × 1,000,000



分別方法の再確認を
分別方法の変更から4年が経過しました。分別方法を、もう一度確認してください。燃やせるごみを減らすことは、二酸化炭素の削減やごみ処理費用を抑えることにつながります。なお、今後も同調査は継続します。次回は5月に実施予定です。

自治会別ごみの排出量増加の原因
・生ごみの割合が多い
・生ごみの水きりが不十分
・分別すべき資源の混入
・事業系ごみの集積所の排出
今後は、今回の調査結果を基に、自治会別の出前講座や、分別が進まない集積所の戸別指導などを行っていきます。

自治会別ごみの 排出量調査を実施

市では、ごみ減量化策の一環として、市内全域で可燃ごみの排出量調査を行いました。

同調査は、平成17年度の排出方法変更後、減少傾向にあった燃やせるごみの排出量が、20年度に増加に転じた(図1参照)ことから実施したもので、昨年11月と今年2月の2回、自治会別の排出量や分別の状況などについての実態把握を目的に行いました。

【自治会別の排出量】

自治会別市民一人当たりのごみ排出量は表1のとおり

市では、排出されたごみの中からサンプルを抽出し、組成分析調査も行っています。

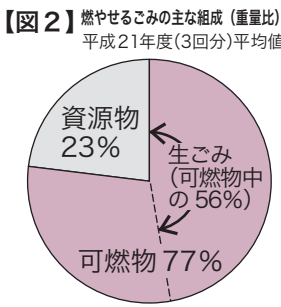
※地区別の排出日など詳しくは、パンフレット「資源とごみの分け方・出し方(川全戸配布済みを参照)。

ごみの中身を見てみると

このことから、燃やせるごみの中に含まれる資源を確実に分別するだけで「ごみを減らすことができます。ごみの削減は皆さんの分別への心掛けが重要です。ごみ削減に向けたご協力をお願いします。

ごみ出しは
ルールを守って

資源やごみを出す際は、ルールを守り、決められた集積所・曜日の、日の出から8時30分までに出してください。



【図2】燃やせるごみの主な組成(重量比)
平成21年度(3回分)平均値

ごみ削減のポイント

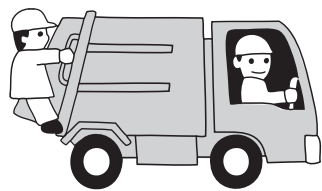


- 生ごみは水きりを
生ごみの大部分は水分です。水きりをするだけでもごみの量は削減できます
- 必要のない物を買いすぎない
安いから、タイムサービスをしていただくから、結局食べないで捨てている物、使わない物を購入していませんか
- マイバッグを使う
必要のないレジ袋は断る
- 店頭などの回収ボックスを利用する
ボタン電池、プリンターのインク、白色トレイや牛乳パックなど、回収ボックスが利用できるものはいろいろあります
- フリーマーケット、リサイクルショップなどを活用する
市内、近隣市などのリサイクルショップを有効活用する
- リサイクルフラサを活用する
市内大谷に「海老名市リサイクルプラザ」があります。不用品交換制度、古本交換制度、いらなくなった衣類を使った講座など、さまざまな活動をしています
- 生ごみ処理機を使う
市では、生ごみ処理機の購入に補助を行っています。補助の内容は表2のとおり

【表2】生ごみ処理機の補助制度

	補助台数 (1世帯、1事業所)	補助額
電動式(乾燥型、消滅型) ※ディスプレイを除く	1台	購入額の2分の1 (限度額4万円)
たい肥式 (コンポスト、EM容器)	2台まで (屋外型・屋内型合わせて)	購入額の3分の2 (限度額3000円)

※事前に申し込みが必要です。必ず、購入前にお問い合わせください



集積所の 設置にご理解を

資源・ごみを出す集積所は、利用できる世帯が定められており、利用世帯で管理されています。集積所が分らない場合は、自治会または近隣の方にお問い合わせください。

なお、市では、500平方メートルを超える開発行為、または、マンションやアパートの建設時に、集積所の設置をお願いしています。また、道路の交差点・曲がり角、横断歩道付近など、道路交通法で規定する駐車禁止区域内では交通安全に支障があるため、集積所の設置場所を見直しています。

集積所の設置や利用方法などについて、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。